

認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書

労働局長 殿

令和 年 月 日

平成・令和 年 月 日 に認定を受けた訓練を適正に実施し、付加奨励金の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。また、当該申請書及び添付書類の記載内容について相違ありません。

なお、自社等就職者の雇用状況の確認を労働局が行う場合には協力します。

訓練コース番号		- -		A-21(職業訓練の認定通知書)の記載事項と一致している必要があります。	
訓練コース		<input type="checkbox"/> 実践コース			
訓練科名					
訓練期間		平成・令和 年 月 日	～	平成・令和 年 月 日	
支給対象者数			人	【支給対象者数】 訓練修了者数及び就職を理由とする中途退校者数の合計数を記入してください。 【就職率】 「認定職業訓練就職者名簿」(様式 A-34)の雇用保険適用就職率を記入してください。	
自社等就職者数			人		
就職率			%		
担当者連絡先	担当者名			部署	
	電話番号				
	メールアドレス				
訓練実施機関	実施機関番号				
	実施機関名				
	代表者氏名				
	所在地	〒 -			
訓練実施機関振込先(注4)	金融機関コード ()	銀行	本店・支店	普通・当座 通知・別段	
	口座番号	振込先がゆうちょ銀行の場合は、口座番号の欄に「記号番号」を「記号-番号」の順に記載してください。 ご不明な場合は記入せずに、口座番号がわかる通帳の写しを添付してください。			
	フリガナ				
	口座名義				

※ 申請期限内に、訓練実施施設の所在地を管轄提出しないと奨励金は支給できません。

※ 就職者名簿(様式A-34)、認定職業訓練に係る就職状況報告書(様式A-15)の写し及び修了者等(就職を理由として中途退校した者を含む)からの就職状況報告書(様式A-14)の写しを添付してください。

(注1)様式A-34の「付加金対象者」欄に○が付いている受講者数を記入してください。

(注2)様式A-34の「自社等就職者」欄に○が付いている受講者数を記入してください(令和1年10月1日開講コースより)。
自社等就職とは、訓練受講者を、訓練実施機関自ら、又は訓練実施機関の関連事業主(訓練実施機関と資本的、経済的、組織的関連性等からみて実質的な一体性が認められる事業主をいう。)に雇い入れる場合をいう。
なお、訓練実施機関と関連事業主の両者間に実質的な一体性が認められる状況は、以下のいずれかの要件に該当する場合とします。

- 1 資本金の50%を超えて出資していること。
 - 2 取締役会の構成員について次のいずれかに該当すること。
(1)代表者が同一人物であること(個人事業主である場合も含む)。
(2)取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること。
- ※疑義が生じた場合、労働局へお問い合わせください。

(注3)様式A-34の「雇用保険適用就職率」を記入してください。

労働局において確認した雇用保険の適用状況をもとに計算した就職率によって支給決定を行いますので、ご承知おきください。
自社等就職の場合、労働局にて雇用保険適用就職率を算定するに当たって、自社等就職した者の労働条件や勤務実態が分かる書類(労働条件通知書(写)や出勤簿(写)、賃金台帳(写)等)を提出していただく必要があります。上記労働条件が分かる書類及び、勤務実態が分かる書類(雇入れから2か月間の勤務実態が分かるもの)については求職者支援訓練の終了した日の翌日から起算して6か月を経過する日までの間に提出してください(提出がなされない場合、雇用保険適用就職率の算定において就職した者として算定しません)。
なお、勤務実態について、契約期間中の週労働時間が20時間あるかどうか確認しますが、特段の事情により20時間未満となってしまう場合は、当該理由について証明していただく必要があります。
(令和1年10月1日開講コースより)。

(注4)ゆうちょ銀行の場合は、口座番号の欄に「記号番号」を「記号－番号」の順に記載してください。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者の表示	氏名	電話番号

【申請等の代行】社会保険労務士法に基づいて提出代行者として支給申請書等の提出を行う場合は、社会保険労務士の名称を冠して記名押印していただかなければなりません。

受付機関処理欄
 受付日： 令和 年 月 日 受付番号： _____

※ 労働局処理欄

支給（不支給）決定年月日	令和 年 月 日				
支給決定額	円				
労働局決裁欄					
局長	部長	課長	室長	補佐	係長

本奨励金は、国の会計検査の対象となることがあります。そのため、支給決定後であっても表面記載の添付書類の提出を求め、実地調査を行う場合があります。なお、偽りその他不正行為により支給を受けた場合、当該不正に係る訓練の奨励金等について、不支給の決定又は支給の取消をするとともに、当該不正があったコース以降に開始された全てのコースについて支給された奨励金等全額を返還していただきます。また、偽りその他不正行為の内容如何によっては、刑事告発することもあります。

なお、自社等就職において、自社等就職者を雇用保険適用の見込みどおりの労働条件で就業させる予定が無いにもかかわらず雇用保険適用就職率を水増しする等の目的で、故意に雇用保険被保険者資格取得届の提出を行っていた場合は、訓練実施機関自身が、偽りその他不正行為により、付加奨励金の支給を受け、または受けようとしたものと見なされる場合があります。

<調査時期 訓練終了後3か月後調査>

記入例

訓練実施機関番号	0
訓練実施機関名	〇〇〇〇
訓練コース番号	X-XX/XX-00
訓練コース名	001 基礎科
訓練科名	〇〇〇〇基礎科
訓練開始日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
訓練終了日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
就職状況調査締切日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
就職状況報告締切日	令和 〇 年 〇 月 〇 日

訓練コース番号を入力すると、訓練コース名が自動表示されますので、訓練コース番号を間違えないように注意してください。

就職状況報告書(様式A-14)で「就職」としている者を、就職コードで「10」(未就職としている場合は、余白部分にその理由(例:派遣先を確認できなかった等)を記載してください。

実践コースへの連続受講は、就職コード「12」を選択してください。

就職コード「15」は、求職者支援訓練修了状況報告書(様式A-29・別添)の「修了・未修了」欄が「中退(その他)」及び「未修了」の者専用のコードです。「中退就職」の者(就職理由による中途退校者)の就職状況報告書(様式A-14)を万が一回収できなかった場合には、就職コード「14」を選択してください。

認定職業訓練就職者名簿

就職コード「10」は、求職者支援訓練修了状況報告書(様式A-29・別添)の「修了・未修了」欄が「修了」又は「中退就職」(就職理由による中途退校)の者が、未就職に該当する場合は「求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項」の必須項目が未回答の場合に選択してください。

(様式A-34・表面)

1 正社員	9 自営	1 期間の定めなし	
2 派遣	10 修了(又は中途(就職)・未就職)	2 期間の定めあり	
3 パート	12 修了・公共職業訓練受講	雇用契約期間コード表	
4 アルバイト	14 未回答、追跡不能	1 1日以上7日未満	4 4ヶ月以上6ヶ月未満
5 契約社員		2 7日以上31日未満	5 6ヶ月以上1年未満
8 その他の就職		3 31日以上4ヶ月未満	6 1年以上
就職コード表 2 (就職以外の理由による中途退校者及び未修了者)		就職経路コード表	
15 中退(就職以外)・未修了		1 ハローワーク	5 訓練実施機関への就職
雇用保険コード表		2 民間職業紹介会社	6 友人・知人の紹介
1 雇用保険被保険者	3 雇用保険適用事業主	3 新聞・雑誌等求人広告	7 その他
2 雇用保険未加入雇用者	4 雇用保険未加入事業主	4 実習先事業所への就職	
関連就職コード表			

「就職コード」は、就職状況報告書(様式A-14)に基づき、空欄のないように記入してください。

「関連就職コード」は、就職状況報告書(様式A-14)の「就職状況」欄が、「1 就職した又は内定した」又は「2 自営を始めた」の者(就職コードが「1」～「5」及び「8」～「9」の者)のみ記入し、その他の者は空欄としてください。

氏名	カナ	性別	年齢	修了・中退	就職コード	雇用保険コード	雇用期間コード	雇用契約期間コード	就職経路コード	関連就職コード	付加金対象者	自社等就職者	受講金	被災者	J/C作成支援	65歳以上	(※) 確認欄 個別報告書の有無
1	井上 〇〇	イノウエ 〇〇〇	男	40	修了	1	1	1	1	1			○		○		
2	菊名 〇〇	キクナ 〇〇〇	女	39	修了	2	1	2	3	2	1		○		○		
3	田中 〇〇	タナカ 〇〇〇	男	35	中退	3	1	2	4	4	1						
4	西田 〇〇	ニシダ 〇〇〇	男	41	中退	15											
5	藤村 〇〇	フジムラ 〇〇〇	男	28	中退	15											
6	細田 〇〇	ホソダ 〇〇〇	女	25	中退	8	2	2	3	2			○	○			
7	山田 〇〇	ヤマダ 〇〇〇	女	24	中退	9	4			2			○				
8	植村 〇〇	ウエムラ 〇〇〇	男	39	修了	12							○				
9	垣田 〇〇	カキタ 〇〇〇	男	27	修了	10							○				
10	牧村 〇〇	マキムラ 〇〇〇	女	45	修了	14							○				
11	和田 〇〇	ワダ 〇〇〇	女	65	修了	5	2	2	3	1	1		○		○	○	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	

①求職者支援訓練修了状況報告書(様式A-29・別添)と内容を一致させてください。年齢は、受講開始時の年齢となります。
②「修了・中退」欄は、様式A-29・別添の「修了・未修了」欄が「修了」の者を「修了」、「中退就職」、「中退(その他)」及び「未修了」の者を「中退」とし、空欄のないよう記入してください。
※データ運動版のファイルで作成すると、様式A-29・別添等から自動で転記されます。

「付加金対象者」欄及び「自社等就職者」欄は、実践コースの裏面の注意事項13に従って記入してください。
※データ運動版ファイルで作成すると、「付加金対象者」欄については、様式A-29・別添から自動で転記されます。

「J/C作成支援」欄は、求職者支援訓練修了状況報告書(様式A-29・別添)の「J/C」欄が「○」の者に「○」を付けてください。
※データ運動版のファイルで作成すると、様式A-29・別添から自動で転記されます。

①「雇用保険コード」は、就職状況報告書(様式A-14)の「就職状況」欄が、「1 就職した又は内定した」又は「2 自営を始めた」の者(就職コードが「1」～「5」及び「8」～「9」の者)のみ記入し、その他の者は空欄としてください。

①「雇用期間コード」、「就職経路コード」は、就職状況報告書(様式A-14)の「就職状況」欄が、「1 就職した又は内定した」の者(就職コードが「1」～「5」及び「8」～「9」の者)のみ記入し、その他の者は空欄としてください。

①「受講金」の欄は、就職状況報告書(様式A-14)の内容にしたがって、該当者に「○」を付けてください。なお、就職状況報告書(様式A-14)を未提出の者については、訓練実施機関でわかる範囲で「○」を付けてください。

②また、認定職業訓練就職者名簿(様式A-34)の裏面の注意事項8にしたがって、該当するコードを選んでください。

②「雇用契約期間コード」は、雇用期間コードが「2期間の定めあり」の者のみ記入し、その他の者は空欄としてください。

②「被災者」の欄は、受講者属性資料(様式A-28・別添2)により把握した者について「○」を付けてください。

受講者計	11	名	分母のうち就職状況回答者	基礎コース	うち、修了者	6	名	
うち、公共職業訓練受講中の者又は受講確定者(就職コード「12」の者)	1	名						
うち、就職	3	名						
うち、中途退校者(就職理由)	3	名						
うち、中途退校者(それ以外)	2	名						
うち、65歳以上の者(就職コード「12」の者を除く)	1	名						
就職者計	6	名	修了者+中途退校者(就職理由)	実践コース	うち、1日以上7日未満の就職	0	名	
うち、就職者計(雇用保険適用)	3	名						
うち、雇用保険被保険者(65歳以上の者を除く)	3	名						
うち、雇用保険適用事業主(65歳以上の者を除く)	0	名						
				就職率(小数点以下四捨五入)	88.9%			
					分母のうち就職者(被保険者+適用事業主(65歳以上の者を除く))	42%		
					分母のうち就職者-7日未満の就職	75%		
					分母のうち就職者(被保険者+適用事業主(65歳以上の者を除く))	=		
					分母のうち就職者(就職理由)-実践コース又は公共職業訓練受講中の者又は受講確定者-65歳以上の者	=		
					分母のうち就職者(就職理由)-実践コース又は公共職業訓練受講中の者又は受講確定者	=		
					裏面(注意事項)18のとおり、雇用保険適用就職率は、雇用保険の適用状況を安定所や労働局で確認、確定した情報をもとに就職率が修正される場合がありますのでご注意ください。 そのため、安定所や労働局によって、訓練終了日の翌日から3か月以内に雇用保険被保険者又は雇用保険適用事業主であることが確認できなかった場合は、分母のうち就職者(=雇用保険適用就職者)に含まれません。			

(2020.01)